○津山圏域資源循環施設組合職員の住居手当に関する規則

平成２７年２月２０日
津山圏域資源循環施設組合規則第４号

（目的）

第１条　この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例（平成２７年津山圏域資源循環施設組合条例第３号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の職員（条例第２条第２項の職員を除く。以下「職員」という。）の住居手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第２条　職員の住居手当の支給に関する事項については、住居手当に関する規則（昭和４９年津山市規則第４１号）を準用する。

付　　則

この規則は、公布の日から施行する。